

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

○東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………一
……………(会計管理局管理課部会計企画課)……………一

告示

○特定計量器定期検査の実施 (十件) ……………一
……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………一

○公共測量の実施 (七件) ……………二
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二

○都市計画事業の認可……………三
……………(同)……………三

○都営住宅の使用料の変更……………四
……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………四

……………(同)……………五

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………六
……………(同)……………六

○都営改良住宅の使用料の変更……………七
……………(同)……………七

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………八
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………八

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件)……………九
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………九

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………一〇
……………(建設局公園緑地部公園課)……………一〇

……………(同)……………一〇

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………一一
……………(同)……………一一

告示 (選)

……………(同)……………一一

○個人、政党及び政党等演説会場の指定……………一六
○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………一六
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一六

○開発行為に関する工事完了……………一七
……………(同)……………一七

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………一八
……………(水道局)……………一八

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………一九
……………(同)……………一九

正誤

○令和四年五月十三日付東京都告示第七百二十号……………二〇
……………(同)……………二〇

規則

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二百二十六号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項第一号ただし書中「退職手当及び恩給」を「恩給」に改め、「旅費」の下に「退職手当」を加える。

別記第五号様式の二備考1中「I 露E」を「3 露E」に改める。

附則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。

告示

東京都告示第八百十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十七号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域

稲城市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年六月十日から同月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

東京都告示第八百十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十七号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 国分寺市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年七月四日から同月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第八百十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 三鷹市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年六月三日から同月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第八百十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 国立市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年七月一日から同月十三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の

所在の場所において、検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第八百十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 武蔵村山市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年七月十四日から同月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称
 を実施する。

●東京都告示第八百十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 立川市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年七月四日から同年八月五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
 (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第八百二十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 立川市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市及び武蔵村山市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年六月十五日から同年八月十五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第八百二十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 武蔵野市、小平市及び西東京市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年七月六日から同年八月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第八百二十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 町田市、小金井市、日野市、多摩市及び稲城市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和四年六月一日から同月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第八百二十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 新宿区、中野区、三鷹市、調布市及び狛江市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和四年七月一日から同月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第八百二十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局

二 測量の種類 公共測量(車載写真レーザ測量(MMS))

三 測量の区域 東京都地内

四 測量の期間 令和三年十一月八日から令和四年三月二十五日まで

●東京都告示第八百二十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量及び車載写真レーザ測量(MMS))

三 測量の区域 千代田区、新宿区、江戸川区及び江東区各地内

四 測量の期間 令和三年十一月十七日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第八百二十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 港区高輪三丁目及び高輪四丁目各地内

四 測量の期間 令和三年十二月二十三日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第八百二十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定に

より告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 三 測量の区域 奥多摩町、青梅市及び瑞穂町各地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十五日まで

●東京都告示第八百二十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量（地図編集）
- 三 測量の区域 板橋区及び北区各地内
- 四 測量の期間 令和四年一月十九日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第八百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区東新小岩四丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年八月一日まで

●東京都告示第八百三十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区東金町五丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第八百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画ごみ処理場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田市西部資源化センター
- 三 事業施行期間 令和四年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
町田市相原町字根岸及び字大谷戸
各地内
使用の部分
なし

●東京都告示第八百三十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和四年六月一日から実施するので、同条第三項の規定により、告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	29	45,100	98,100
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	2	28,200	53,300
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	3	33,100	84,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	92,100
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	39,900	215,600
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート(3号棟)	台東区清川2-22	34.3	2	25,300	35,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	74,400
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	75,700
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	31,000	46,200
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	4	40,600	74,400
一般都営	高層耐火	白鑽東アパート(4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	66,000
一般都営	高層耐火	白鑽東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	66,000
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	3	29,800	52,600
一般都営	高層耐火	白鑽東アパート(8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	65,100
一般都営	高層耐火	白鑽東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	65,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	42,600
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	3	46,700	70,800
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	29,500	50,900
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	56,600
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	85,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,000	49,400
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(3号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	85,800
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(5号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	42,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(77号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	53,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	2	33,200	80,700
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	2	29,000	45,200
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	78,200
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	47,000
一般都営	中層耐火	東六郷一丁目アパート(11号棟)	大田区東六郷1-14	36.7	1	28,500	52,700
一般都営	高層耐火	東糺谷五丁目アパート(14号棟)	大田区東糺谷5-17	51.2	2	42,300	67,400
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	37,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	2	28,800	39,500
一般都営	高層耐火	萩中三丁目アパート(18号棟)	大田区萩中3-27	42.2	1	34,100	62,600

種類	名称	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(2号棟)	大田区大森西3-10	51.2	1	43,100	75,200
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	85,300
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,500	83,300
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(43-12号棟)	渋谷区笹塚2-43	38.7	1	32,900	89,700
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(49-1号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.4	1	31,400	76,400
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(49-4号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.4	3	31,900	76,400
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(49-4号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.7	2	32,100	76,900
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(2号棟)	中野区南台5-7	51.0	1	38,700	89,300
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(10号棟)	杉並区方南2-6	42.3	1	32,200	73,900
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	55,800
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,500	38,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)	北区滝野川3-79	36.1	1	28,000	46,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	68,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	68,300
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(4号棟)	北区浮間1-6	59.6	1	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(4号棟)	北区赤羽北3-10	51.2	1	41,100	78,900
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	31,800	57,600
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(9号棟)	北区赤羽西5-7	42.3	1	33,300	51,200
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	2	30,400	56,600
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	2	38,400	80,100
一般都営	中層耐火	前野町五丁目アパート(1号棟)	板橋区前野町5-25	42.3	1	31,600	53,000
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	32,900
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,300	67,300
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	69,700
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,500	36,600
一般都営	中層耐火	石神井七丁目アパート(1号棟)	練馬区石神井台7-20	55.9	1	43,400	83,200
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(14号棟)	練馬区北町6-14	48.1	1	38,300	86,300
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート(2号棟)	練馬区豊玉中4-6	55.9	1	44,400	99,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	97,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(26号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目第2アパート(4号棟)	練馬区関町密2-12	48.1	1	37,700	76,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(44号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	53,800

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-3号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	106,800
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(1号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	40,800	77,400
一般都営	中層耐火	青井二丁目アパート(1号棟)	足立区青井2-29	55.9	1	41,500	82,100
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(1号棟)	足立区六月2-24	55.9	1	40,100	70,500
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,100	42,800
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(10号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	1	22,600	38,400
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	27,900	43,200
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,100	42,800
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(13号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	29,500	42,500
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	44,600
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,100	62,700
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	2	26,300	34,400
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(22号棟)	足立区南花畑5-14	60.9	1	43,500	74,800
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間1-3	48.1	1	35,100	64,800
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	22,900	31,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,700	38,700
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,600	69,300
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	37,600
一般都営	中層耐火	六月一丁目第3アパート(6号棟)	足立区六月1-17	61.5	1	46,400	86,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,000
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(6号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	41,600
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(6号棟)	足立区舎人6-12	51.0	1	35,600	51,100
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(7号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(1号棟)	葛飾区東金町5-28	55.9	1	40,800	70,500
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	61,100
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート(1号棟)	葛飾区堀切8-11	51.0	1	38,000	72,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	4	42,400	70,500
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	43,800	78,900
一般都営	中層耐火	東金町五丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区東金町5-48	59.6	1	44,000	78,700
一般都営	中層耐火	奥戸二丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸2-43	36.7	1	25,300	44,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	66,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	70,500
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(3号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	43,800	78,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	73,200
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	70,100
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	70,100
一般都営	中層耐火	西瑞江四丁目アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江4-19	55.9	9	43,000	74,100
一般都営	中層耐火	平井四丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井7-23	39.0	1	28,300	46,300
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	81,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	45,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	50,100
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井7-23	39.0	1	28,400	46,100
一般都営	中層耐火	江戸川三丁目アパート(2号棟)	江戸川区江戸川3-49	51.0	3	38,300	63,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	3	44,100	81,700
一般都営	中層耐火	平井七丁目第5アパート(36号棟)	江戸川区平井7-25	39.0	1	29,400	46,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	3	44,500	89,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,200	45,500
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	66,600
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(3号棟)	八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,800	64,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-2号棟)	八王子市松が谷5	55.9	1	30,400	56,800
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(4号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	95,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀7-19	36.4	1	25,600	54,300
一般都営	中層耐火	三鷹深大寺アパート(1号棟)	三鷹市深大寺1-13	55.9	4	40,500	78,600
一般都営	中層耐火	牟礼四丁目アパート(15号棟)	三鷹市牟礼4-1	51.0	1	37,200	82,000
一般都営	中層耐火	牟礼四丁目アパート(18号棟)	三鷹市牟礼4-1	42.3	2	30,900	68,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,400	58,300
一般都営	中層耐火	野崎アパート(2号棟)	三鷹市野崎2-2	42.4	1	29,800	54,900
一般都営	中層耐火	三鷹深大寺アパート(2号棟)	三鷹市深大寺1-13	59.6	1	44,000	90,100
一般都営	中層耐火	牟礼四丁目アパート(25号棟)	三鷹市牟礼4-1	51.0	1	37,200	82,000
一般都営	中層耐火	三鷹大沢四丁目アパート(25号棟)	三鷹市大沢4-20	55.9	5	40,300	74,800
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,100	56,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(5号棟)	三鷹市上連雀7-24	51.0	1	37,100	77,200
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(3号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,600	87,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	65,700

種類	名称	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(3号棟)	調布市富士見町4-6	62.1	1	37,400	87,000
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(1号棟)	町田市山崎町840	55.9	1	29,300	51,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(4号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	58,200
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート	町田市忠生3-6	55.9	1	30,000	55,000
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(1号棟)	小平市上水南町3-1	55.9	1	32,200	74,800
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート(1号棟)	小平市学園西町1-28	55.9	2	33,200	73,900
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート(2号棟)	小平市学園西町1-28	55.9	1	33,200	73,900
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(2号棟)	日野市平山4-20	37.3	1	16,600	32,200
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(4号棟)	日野市新井3-1	37.7	1	16,800	34,100
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(1号棟)	東村山市萩山町2-13	55.9	2	32,000	66,100
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(2号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	2	37,200	79,600
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(2号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,500	77,900
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(3号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	6	37,200	79,600
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(3号棟)	東村山市秋津町5-1	59.6	1	36,000	74,700
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(4号棟)	東村山市萩山町2-13	59.6	4	36,300	77,300
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(4号棟)	東村山市秋津町5-1	60.5	4	36,600	75,800
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(5号棟)	東村山市萩山町2-13	48.1	7	28,400	57,600
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(5号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	2	37,500	77,900
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)	東村山市萩山町2-13	60.2	4	35,400	72,200
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(6号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	2	30,800	63,900
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(7号棟)	東村山市萩山町2-7	51.0	6	28,200	59,500
一般都営	中層耐火	富士本三丁目アパート(1号棟)	国分寺市富士本3-13	51.0	1	27,800	58,500
一般都営	中層耐火	国立西三丁目第2アパート(1号棟)	国立市西3-5	55.9	1	33,600	75,500
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート(1号棟)	国立市東3-3	51.0	1	29,800	76,600
一般都営	中層耐火	国立東二丁目アパート(1号棟)	国立市東2-26	42.3	1	24,000	64,600
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(2号棟)	西東京市西原町1-7	60.2	1	37,000	83,000
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(3号棟)	西東京市南町3-23	60.5	1	38,400	90,400
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(4号棟)	西東京市緑町3-8	58.1	2	36,200	78,700
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(7号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,100	77,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(20号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(30号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(34号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(1号棟)	清瀬市松山3-11	51.0	5	29,300	58,300

種類	名称	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(11号棟)	清瀬市松山3-11	56.8	6	32,500	64,900
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(13号棟)	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,000	62,900
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート(2号棟)	清瀬市松山2-17	62.1	2	36,800	79,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	52,200
一般都営	中層耐火	東久留米八幡町第3アパート(22号棟)	東久留米市八幡町2-14	55.9	1	31,700	59,400
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート(3号棟)	東久留米市八幡町2-11	41.7	1	22,000	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-2号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	29,700	52,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,100	34,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-4号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,100	34,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-4号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,100	34,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-4号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-5号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(5号棟)	多摩市鶴牧5-40	63.6	1	36,600	70,800

●東京都告示第八百三十三号
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年五月三十一日
東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

豊洲四丁目アパート(5号棟)

江東区豊洲四丁目五番

高層耐火

三四・六平方メートル

七〇戸

三三、七〇〇円

八五、五〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三九、四〇〇円

九九、八〇〇円

同右

同右

同右

四七・二平方メートル

一四戸

四六、〇〇〇円

一一六、九〇〇円

豊洲四丁目アパート(6号棟)

同右

同右

三四・六平方メートル

二八戸

三三、七〇〇円

八六、〇〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三九、四〇〇円

一〇〇、五〇〇円

同右

同右

同右

四七・二平方メートル

一四戸

四六、〇〇〇円

一一七、六〇〇円

豊洲四丁目アパート(7号棟)

同右

同右

三四・六平方メートル

三九戸

三三、七〇〇円

八四、九〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

六五戸

三九、四〇〇円

九九、二〇〇円

同右

同右

同右

四八・一平方メートル

一三戸

四六、九〇〇円

一一八、一〇〇円

同右

同右

同右

四七・二平方メートル

同右

四六、〇〇〇円

一一六、一〇〇円

同右

同右

同右

五七・六平方メートル

同右

五六、二〇〇円

一四一、四〇〇円

豊洲四丁目アパート(8号棟)

同右

同右

三四・六平方メートル

六〇戸

三三、七〇〇円

八五、五〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三九、四〇〇円

九九、八〇〇円

立川一番町五丁目アパート(7号棟)

立川市一番町五丁目八番の十

中層耐火

三四・六平方メートル

二〇戸

二七、三〇〇円

六三、三〇〇円

同右

二

同右

四〇・四平方メートル

同右

三一、九〇〇円

七四、〇〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

五戸

三七、七〇〇円

八七、五〇〇円

同右

同右

同右

同右

同右

同右

八七、六〇〇円

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	2	28,800
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（6号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（49-1号棟）	渋谷区笹塚2-49	36.2	1	30,600
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート（1号棟）	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,500
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900
改良	中層耐火	東和アパート（1号棟）	足立区東和2-6	32.6	1	22,100

●東京都告示第八百三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

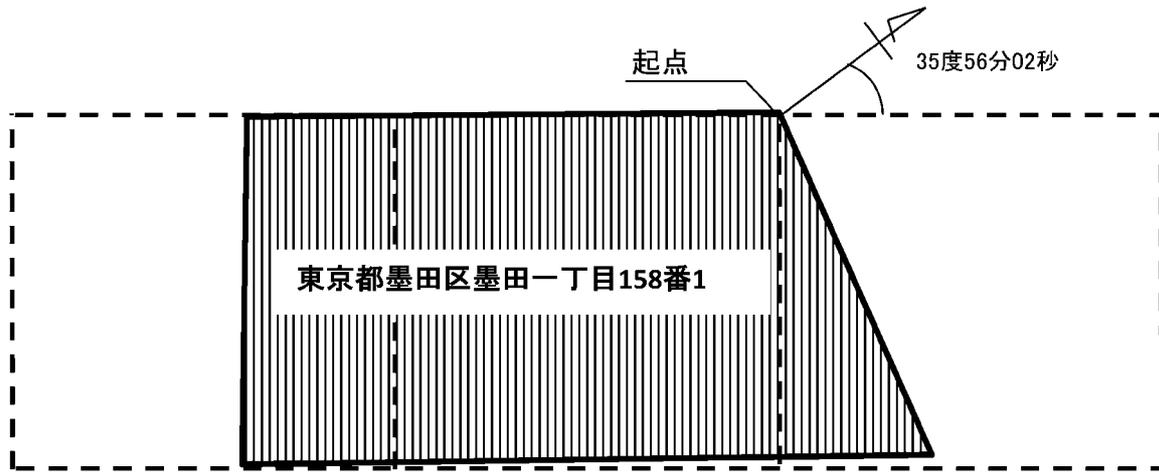
令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区墨田一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、シアン化合物、一・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにほう素及びその化合物

別図



【凡例】

	形質変更時要届出区域
	調査対象地
	単位区画

【起点】
 起点は、調査対象地(東京都墨田区墨田一丁目158番1)の最北端とする。

【格子の回転角度:35度56分02秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

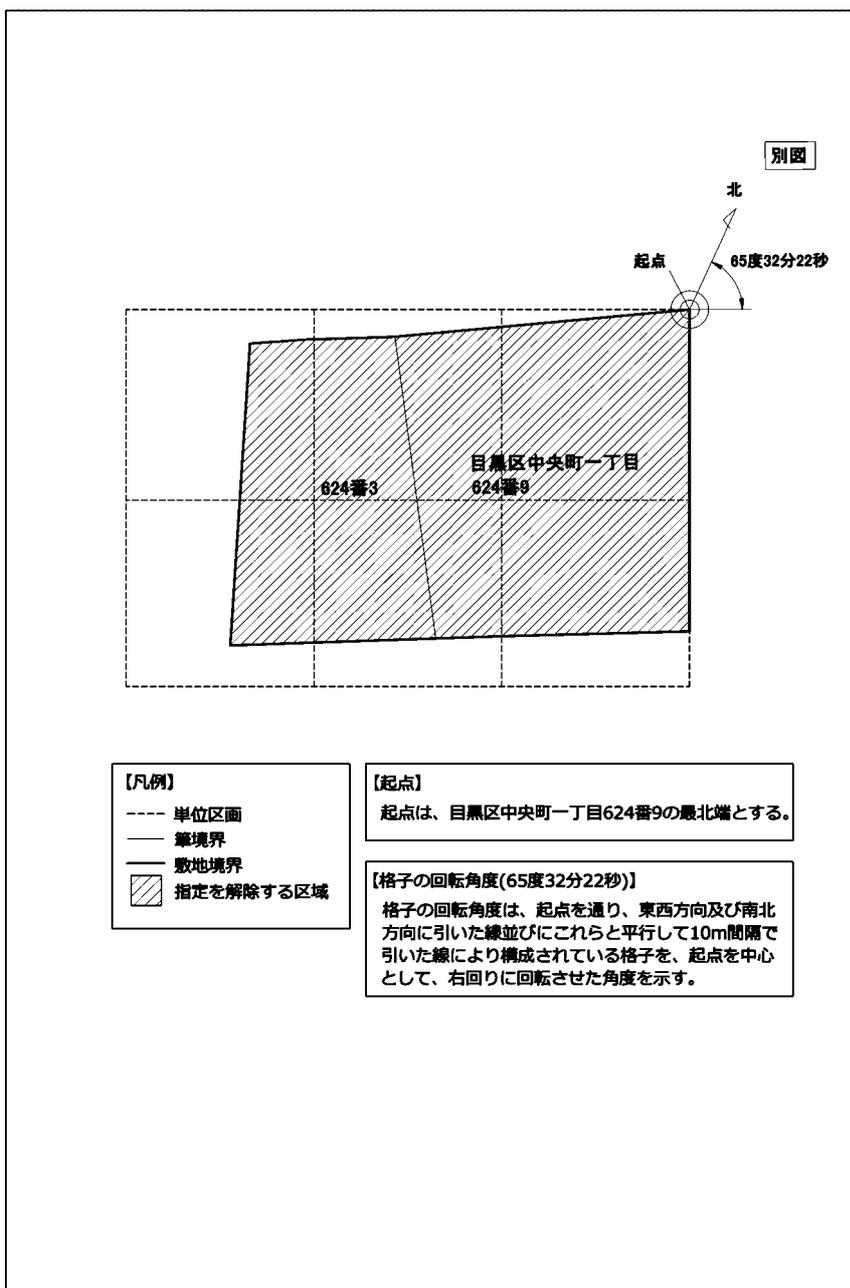
●東京都告示第八百三十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、平成三十一年東京都告示第三百四十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区中央町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施及び土壌汚染の除去



●東京都告示第八百三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第十二百四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月三十一日

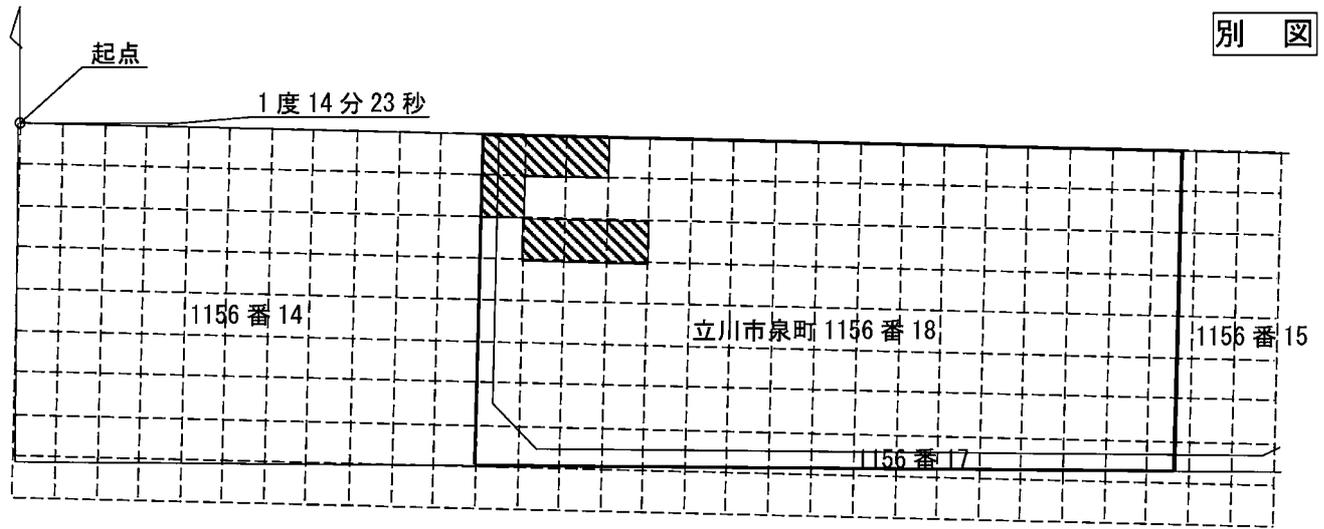
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市泉町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【格子の回転角度(1度14分23秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、立川市泉町1156番14の最北端とする。

【凡 例】

 指定を解除する区域

 単位区画

 敷地境界

 筆境界

●東京都告示第八百三十八号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和四年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

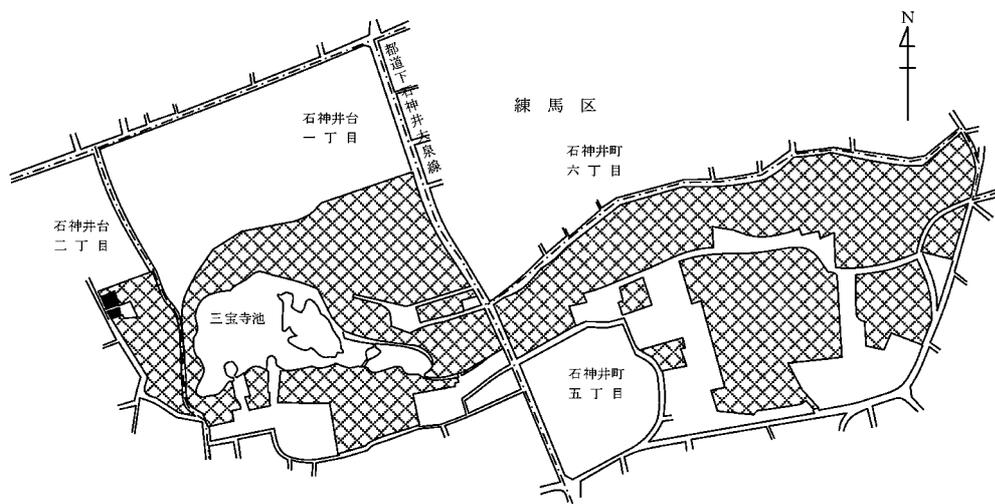
公園名	変更内容	変更年月日
東京都立石神井公園	別図(1)のとおり	令和四年六月一日
東京都立舎人公園	別図(2)のとおり	同日
東京都立小宮公園	別図(3)のとおり	同日
東京都立滝山公園	別図(4)のとおり	同日
東京都立小金井公園	別図(5)のとおり	同日
東京都立東伏見公園	別図(6)のとおり	同日
東京都立野山北・六道山公園	別図(7)のとおり	同日

別図 (1)

東京都立石神井公園 区域変更略図

変更箇所 練馬区石神井台二丁目

	変更前の区域	面積	二二五、六五〇・〇三	平方メートル
	追加区域	面積	五八二・九六	平方メートル
	変更後の面積		二二六、二三二・九九	平方メートル

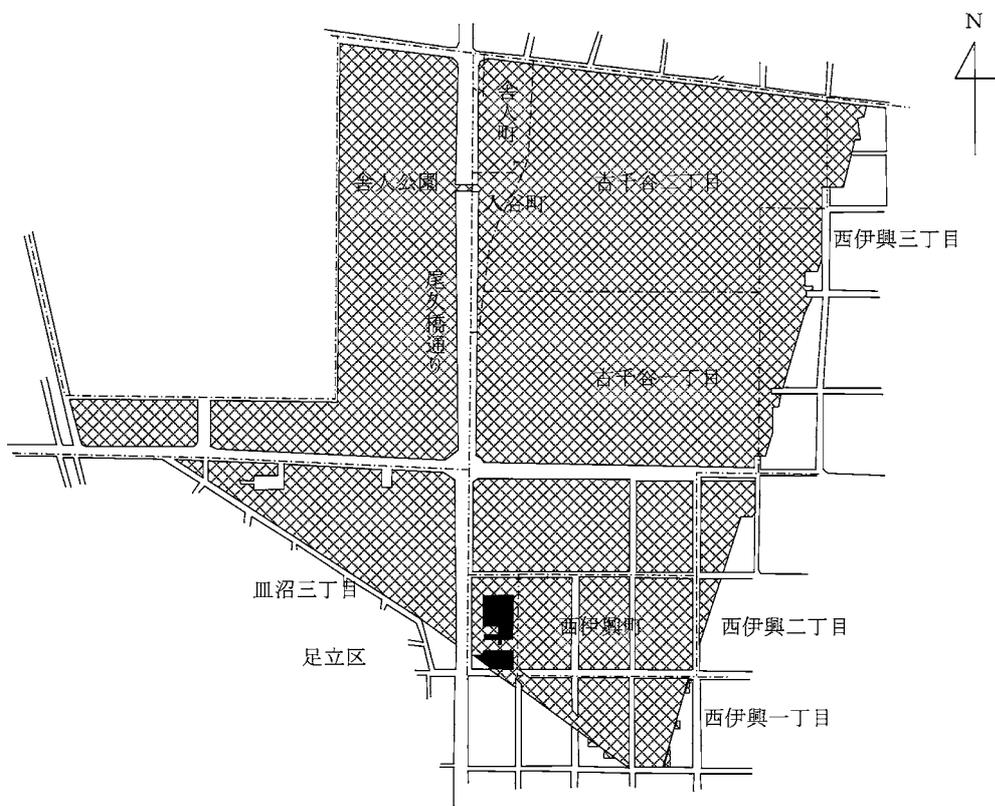


別図 (2)

東京都立舎人公園 区域変更略図

変更箇所 足立区西伊興一丁目

	変更前の区域	面積	六四四、九九六・五五	平方メートル
	追加区域	面積	四、六四八・五四	平方メートル
	変更後の面積		六四九、六四五・〇九	平方メートル

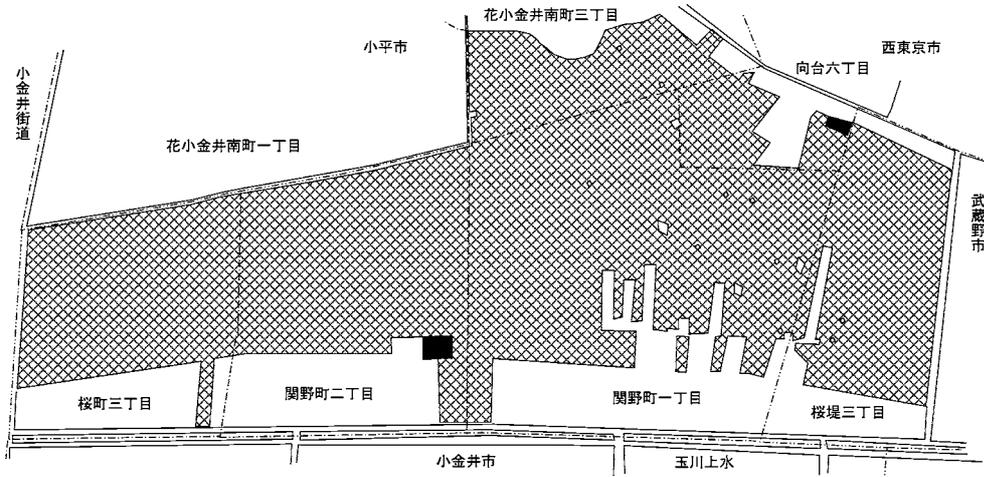


別図 (5)

東京都立小金井公園 区域変更略図

変更箇所 小金井市関野町二丁目及び西東京市向台町六丁目

変更前の区域	面積	八〇二、三四一・〇五	平方メートル
追加区域	面積	二、五六一・九二	平方メートル
変更後の面積	面積	八〇四、九〇二・九七	平方メートル

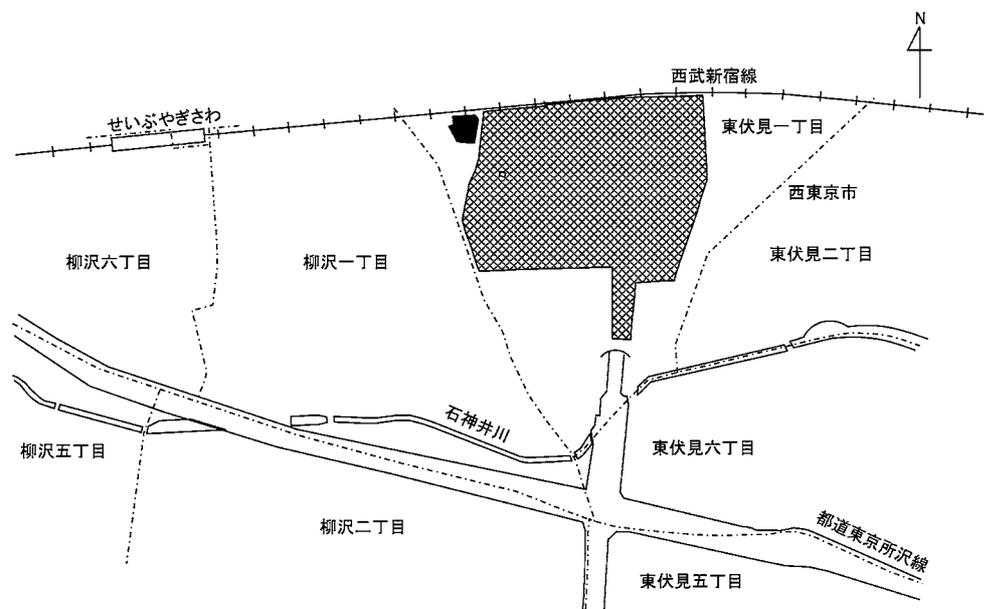


別図 (6)

東京都立東伏見公園 区域変更略図

変更箇所 西東京市東伏見一丁目

変更前の区域	面積	五二、六四一・九〇	平方メートル
追加区域	面積	八二八・三二	平方メートル
変更後の面積	面積	五二、四七〇・一二	平方メートル

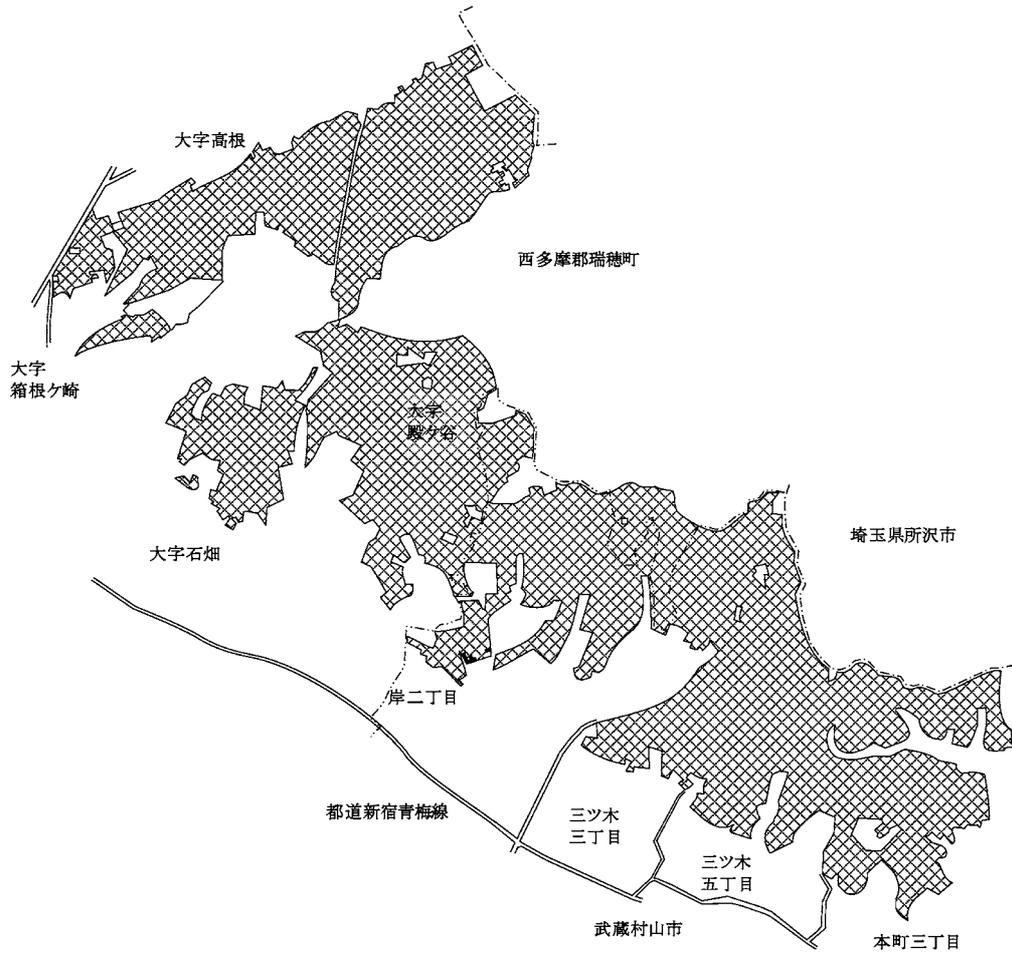


別図 (7)

東京都立野山北・六道山公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵村山市岸二丁目

	変更前の区域	面積	二、〇四〇、一三七・三七	平方メートル
	追加区域	面積	一五〇・〇九	平方メートル
	変更後の面積		二、〇四〇、二八七・四六	平方メートル



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年五月三十一日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称	所 在 地
飛鳥病院	町田市南町田三丁目八番一号

●東京都選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があった。

令和四年五月三十一日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和4年4月28日	墨田区選挙管理委員会	曳舟文化センター	墨田区京島一丁目38番11号
令和4年5月10日	世田谷区選挙管理委員会	花見堂地区会館	世田谷区代田一丁目13番14号

●東京都選挙管理委員会告示第五十五号
次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

令和四年五月三十一日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和4年5月10日	世田谷区選挙管理委員会	代田南地区会館	世田谷区代田一丁目21番11号

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年五月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市若松町二丁目三十三番
目二十三番二十二号
四及び同番五
トヨタホーム株式会社
代表取締役 後藤 裕司

愛知県名古屋市中区泉一丁
目二十三番二十二号
代表取締役 後藤 裕司
重彦

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を
次のとおり指定した。

令和四年五月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 指定年
月日

一〇四〇 有限会社 樋口 泰宏 神奈川県川 令和四年
三 前川設備 工業所 崎市川崎区 四月二十
目十一番四 目十一番四 日

一〇四〇 株式会社 島崎 大地 西多摩郡日 同日
大翔工業 の出町大字
平井千七百
五十九番地
三

一〇四〇 株式会社 三井 均泰 足立区扇三 同日
アトム 丁目十九番
一号

一〇四〇 株式会社 吉井 克友 昭島市緑町 同日
イーエル 四丁目七番
一号

一〇四〇 株式会社 川島裕次郎 同日
裕進興業 八王子市小
門町八十四
番地十一

一〇四〇 中根設計 丸谷 勝之 埼玉県草加 同日
事務所 市根二丁
目十一番四
十号サンハ
イツ二〇二
号

一〇四〇 株式会社 高力 龍三 千葉県柏市 同日
アークス 手賀の杜三
丁目五番地
十四

一〇四一 新垣水道 新垣 勝彦 世田谷区上 同日
工業合同 馬二丁目二
十七番五号
スタンフォ
ード・クラ
シック二〇
二

一〇四一 株式会社 上猶 謙一 品川区荏原 同日
水道 二丁目十番
二一〇一
号

一〇四一 合同会社 吉村 誠 神奈川県川 同日
アリオ 崎市多摩区
布田三十番
十号

一〇四一 有限会社 児玉 浩史 埼玉県八潮 同日
児玉工業 市大字坊五
百三十一番
地三

一〇四一 有限会社 木本 竜也 江東区南砂 同日
ケー・ス 四丁目十八
番十三号

一〇四一 つづり設 植田 悠子 練馬区土支 同日
計室 田二丁目四
十一番十三
号

一〇四一 株式会社 藤倉 克哉 足立区保塚 同日
歩設備 町九番十二
号

一〇四一 株式会社 南 勇太 台東区上野 同日
UPメン 二丁目十一
番十三号

一〇四一 スイドウ 鈴木 信行 町田市三輪 同日
キンキュウ 緑山一丁目
二十二番地
九七ザール
マンション
緑山三〇六
号

一〇四二 有限会社 林崎 知秀 世田谷区深 同日
城南ライ 沢五丁目三
十六番十三
号
一〇四二 齋藤工業 齋藤 祐昭 神奈川県横 同日
株式会社 横浜市港北 区
日吉七丁目
九番三号
一〇四二 株式会社 関口 剛 神奈川県横 同日

一	カナエル	浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目三十番二十三号	同日
二	一〇四二 A T設備	齋藤 篤博	府中市本町二丁目二十一番地の四十七
三	一〇四二 株式会社 トータル 住設	島岡 智幸	狛江市岩戸南四丁目二十三番一號
四	一〇四二 株式会社 セブテム	吉岡満樹斗	千葉県船橋市大穴北三丁目二十三番四号
五	一〇四二 設備や大喜	岩永 大喜	武蔵村山市中原三丁目二十二番地の三十三
六	一〇四二 株式会社 村石住設	村石 瑞希	大田区下丸子四丁目四番十三号

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年五月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

七八九一 株式会社 大谷 直巳 埼玉県新座市堀ノ内二 令和三年九月三十日
総合設備

五四八三	株式会社 田端 善健	千葉県流山市向小金三丁目百三十番地の二十	令和四年三月三十一日
六三七一	有限会社 遠藤 由夫	板橋区舟渡二丁目二十番七号	同日
六九〇三	株式会社 イーテック	千葉県八千代市村上千百十三番地一 二街区 二十二棟四〇三号	同日
九〇八二	栄工業所 大多和 昇	中野区本町二丁目五十三番六号	同日
七九八〇	新垣工業 新垣 勝彦	世田谷区上馬二丁目二十七番五号	同年四月二十三日

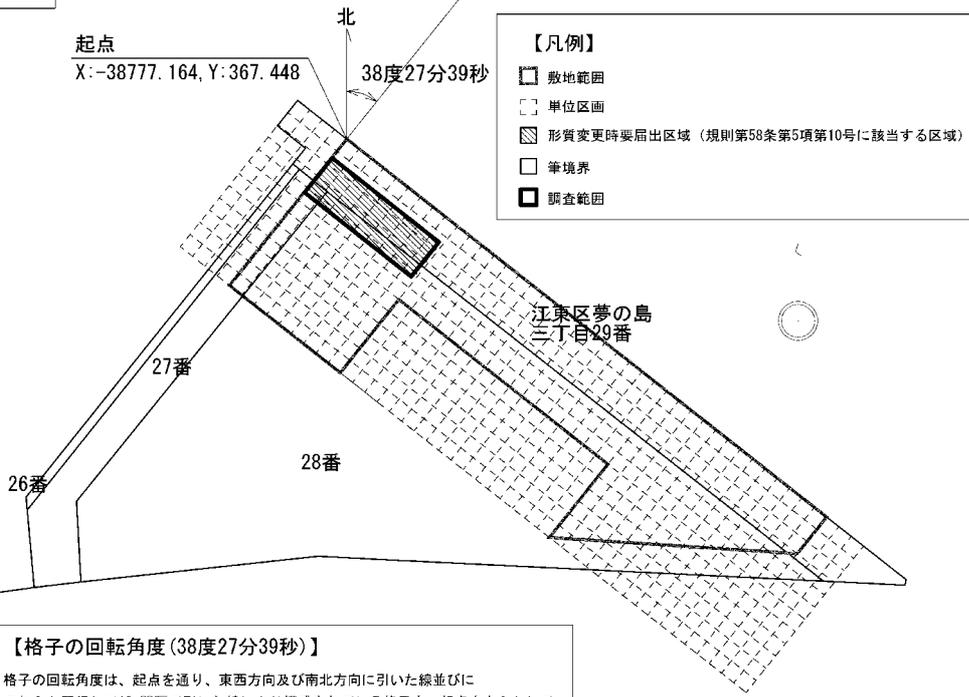
○令和四年五月十三日付東京都告示第七百二十号

二ページ上段中「規則第五十八條第十項」を「規則第五十八條第五項第十号」に訂正する。

二ページ下段の別図を次のように訂正する。

正 誤

別図



【格子の回転角度(38度27分39秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は江東区夢の島三丁目29番の一部である、敷地範囲の最北端(世界測地系座標 X: -38777.164, Y: 367.448)とする。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

一筒月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

